

一まちづくりにあなたの声をー 各種市民委員を募集

開かれた行政を推進するため、次の委員会の市民委員を募集します。
詳しくは、文化振興課（☎47-7202）へ。

上石津郷土資料館運営委員会

- ▶ 応募資格／市内在住・在勤・在学の18歳以上（令和6年11月1日現在）で、国・地方公共団体の議員および常勤の公務員以外の人
- ▶ 任期／11月1日～令和8年10月31日（2年間）



墨俣一夜城（墨俣歴史資料館）運営委員会

- ▶ 応募資格／市内在住・在勤・在学の18歳以上（令和6年12月1日現在）で、国・地方公共団体の議員および常勤の公務員以外の人
- ▶ 任期／12月1日～令和8年11月30日（2年間）

共通事項

- * 募集人数／各1人（選考）
- * 活動内容／平日の昼間に年1回程度、施設の運営に関する基本的事項（展示の内容など）について審議
- * 応募方法／9月30日（消印有効）までに、文化振興課などで配布の応募用紙（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、応募する施設に関する意見・提言など（様式自由）を添えて、同課（〒503-8601 丸の内2-29、FAX 81-0715、e-mail: bunkasinkouka@city.ogaki.lg.jp）へ

大垣ジャズフェスティバル2024 ボランティアスタッフを募集

大垣市中心市街地で「大垣ジャズフェスティバル2024」を開催します。

今年も一緒にイベントを盛り上げてくれるボランティアスタッフを募集します。

申込方法や集合時間など詳しくは、大垣ジャズフェスティバル実行委員会のInstagramをご覧ください。



同実行委員会 Instagram

- ▶ とき／11月3日（日） 午前10時～午後7時
- ▶ ところ／大垣駅南街区広場、大垣駅通り、多目的交流イベントハウス
- ▶ 内容／市民参加型ジャズパレードやジャズライブ
- ▶ 問合せ／同委員会事務局の西部さん（e-mail: ogakijazz@gmail.com、☎090-6082-6938）へ



環境を守り育てる個人・団体・事業所を募集します 市民環境賞

自然や環境を守り育てる活動をしている個人や団体などをたたえる「市民環境賞」の候補者を募集します。

自薦・他薦は問いません。皆様のご応募をお待ちしています。



- ▶ 対象／市内在住・在勤の個人または、市内に活動拠点がある団体・グループ、市内の事業所
- ▶ 対象となる活動／自然保護や資源のリサイクル、地域の清掃など、地域の環境保全に貢献した活動や、環境教育や環境学習を推進・実践した活動など ※おおむね3年以上の活動実績があるもの
- ▶ 表彰／受賞者には賞状などを贈呈
- ▶ 応募方法／10月1日～11月29日（必着）に、環境衛生課などで配布の応募用紙（市HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同課（〒503-8601 丸の内2-29）へ
- ▶ 問合せ／同課（☎47-8563）へ

空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。

次の3つのポイントを意識して空き家の管理を行いましょう。

ポイント① 空き家の適切な管理を！

空き家は、個人の財産であり、空き家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、当事者間での解決が基本で、所有者（相続人を含む）や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められています。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

ポイント② ご近所へ連絡を！

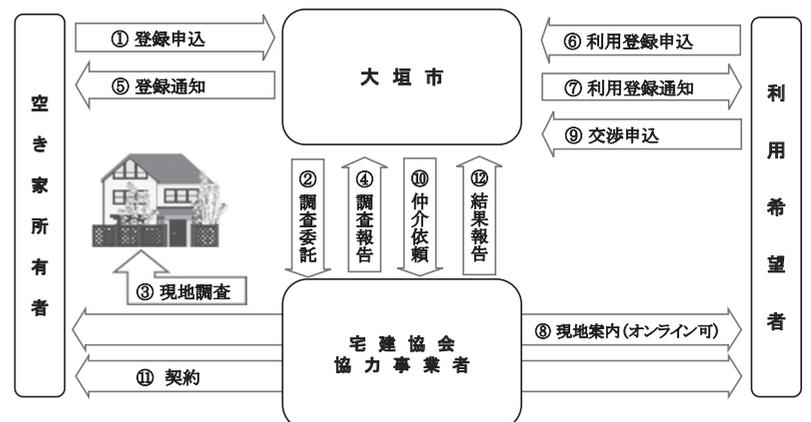
離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

ポイント③ 空き家の将来を考える！

現在、適切な管理をされている空き家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。将来のことを考え、なるべく早期に空き家の賃貸や売却または、解体後の土地を売却するなど積極的な活用をご検討ください。



空家バンク事業のイメージ図



利用希望者の空き家内覧も実施中！

空き家の利用を希望する人は、現地またはオンラインで内覧ができます。お気軽にご利用ください。

また、物件紹介動画も配信していますので、ぜひご覧ください。



空き家内覧

空家バンク開設中

住まなくなった家、登録しませんか？

空き家の有効活用を通して、地域の活性化や移住定住の促進を図るため、「空家バンク」を開設しています。これは、空き家の売却・賃貸を希望する空き家所有者と空き家の購入・賃借を希望する空き家利用希望者の橋渡しを行う事業です。

住まなくなった家をお持ちで、売却や賃貸をしたいと考えている空き家所有者の皆さん、空家バンクに登録しませんか。

詳しくは、市空家バンク専用HPまたは住宅課（☎47-8184）へ。

対象とする空き家

- 次の①～⑤すべてに該当する市内の物件
- ①所有者（相続）登記が完了していること
- ②抵当権などが設定されていないこと
- ③建物と土地の所有者が同一であること
- ④一戸建てであり、店舗・長屋・共同住宅でないこと
- ⑤不動産業者で取り扱っていないこと



専用HP